



5月は「消費者月間」です 消費生活出張相談をご利用ください

【問合先】国東市消費生活センター(活力創生課内) ☎72-5183

毎年5月は「消費者月間」です。消費者団体、事業者団体、行政などが一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を全国各地で集中的に行っています。

消費者月間統一テーマ ～ "消費"で築く新しい日常～

市長メッセージ

近年、インターネットの普及などにより、若者や高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺の手口は、より複雑・巧妙化しています。さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「新しい生活様式」の定着に伴い、インターネットの利用が増えたことから、インターネット通販トラブルに関する相談も寄せられています。このような中、市では消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターを中心とする相談体制の充実、広報紙による情報提供、出前講座や街頭啓発などの活動に力を入れています。

今後も引き続き、市民の皆さまが安心して消費生活を送るため、消費者行政の体制の維持・強化に取り組んでまいります。

令和3年5月
国東市長 三河 明史

消費生活出張相談を開催します(予約制)

国東市消費生活センターの相談員が各町に出向いて、事業者との間に生じた消費生活に関するトラブルについて、解決のための助言や情報提供を行います(無料・秘密厳守)。

相談を希望される方は、前日までに国東市消費生活センターにご予約いただき、お気軽にご相談ください。

相談例

- クーリングオフをしたい
- 身に覚えのないハガキが届いた
- 借金の返済について など



地区	開催日	相談時間	会場
国見	6月21日(月)、9月27日(月)、12月20日(月)	午後1時～3時	みんなかん 第1学習室
武蔵	7月26日(月)、10月25日(月)、1月24日(月)	午前10時～12時	武蔵中央公民館 会議室
安岐	8月23日(月)、11月22日(月)、2月21日(月)	午前10時～12時	安岐総合支所 202会議室

※市役所の国東市消費生活センター(活力創生課内)では、随時相談をお受けしています。



高齢者などの速やかな身元確認と安全確保につながります (認知症高齢者等見守りキーホルダー事業)

【問合先】地域包括支援センター ☎72-5184

行方不明となるおそれのある高齢者などに、登録番号を記載したキーホルダーとステッカーを交付します。これらを所持してもらうことで速やかな身元確認につなげ、安全確保を図ります。ぜひ、ご利用ください。

対象者

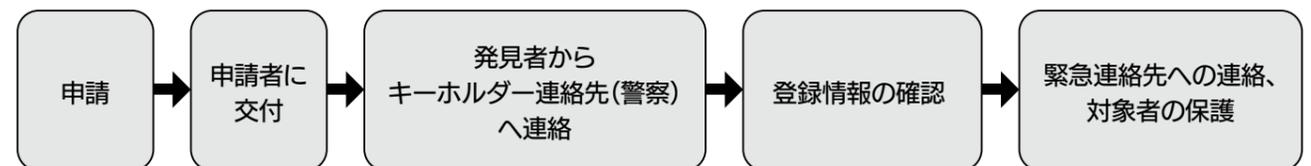
市に住所を有しており、次のいずれかに該当する方

- ①市の「認知症高齢者等見守り・あんしんネットワーク事業」に事前登録している方(※)
- ②事前登録者以外の認知症などにより行方不明となるおそれのある方

(※)市内在住の、認知機能低下により行方不明となるおそれのある高齢者などを対象にした事業で、名前・住所・緊急連絡先・写真などの情報を市に登録します。



事業の流れ



高齢者が居住する住居の工事に助成金を交付します (在宅高齢者住宅改造助成事業)

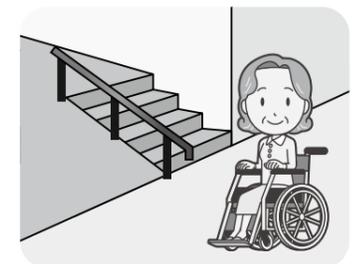
【申込・問合先】高齢者支援課 高齢者支援係 ☎72-5189

高齢者が居住する住居において、必要と認められる箇所における手すりの取り付けや段差の解消などの簡易的な工事に助成金を交付します。※老朽化に伴うリフォーム工事や新築・増改築工事、公営住宅は対象外です。

対象世帯

市に住所を有する方で、世帯の生計中心者の前年所得が200万円未満であり、次のいずれかに該当する住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者がいる世帯。

- ① 要介護認定で要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ③ ①②以外で75歳以上の高齢者がいる世帯



助成基本額・補助率

改造費用60万円を限度に、その費用の3分の2を助成します(生活保護法による被保護世帯は全額補助)。介護保険の住宅改修費給付を受ける場合は、担当の介護支援専門員にご相談ください(介護保険併用の場合は、給付限度額を控除します)。

申込方法

まずは高齢者支援課にお電話でお問い合わせください。対象要件を確認し、申請書類をお渡しします。書類審査と現地調査のうえ、助成金の交付を決定します。助成金交付の可否をお知らせするまで、工事の着工はお待ちください。